

「令和8年度ひこぼし映画祭開催業務」委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度ひこぼし映画祭開催業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年12月18日（金）まで

3 事業の目的

日田彦山線沿線地域において実施しているアーティスト・イン・レジデンス事業（以下「AIR事業」という。）で制作された楽曲を題材とした映画作品によるコンペティションと、それらの作品を上映する映画祭を実施することで、日田彦山線沿線地域の魅力を広く発信し、地域への関心を喚起して交流人口を拡大するとともに、文化芸術による地域振興を図ることを目的とする。

4 事業の概要

AIR事業で制作された楽曲を題材として制作された映像作品について、U25監督映画コンペティションにおける受賞作品及びプロの映画監督3名が制作した作品を上映する映画祭を開催するもの。なお、上映した作品は、日田彦山線沿線地域振興事業実行委員会(以下「委員会」という。)以外の団体が開催予定の映画祭への出展を予定している。

(1) ひこぼし映画祭

- ・実施時期：令和8年12月6日(日)（仮）
- ・場所：東峰村保健福祉センターいずみ館（福岡県朝倉郡東峰村宝珠山 6431-1）
客席：約200名
- ・作品：3名のプロの映画監督作品（1本20分）
U25監督映画コンペティション受賞作品（1本10分、2本）

(2) U25監督映画コンペティション

25歳以下（令和8年4月1日時点の年齢。以下同じ）の若手映画監督がAIR事業により制作された楽曲を題材として制作した映像作品を募集し、入賞作2作品を選定するコンペティションを実施する。

- ・募集締切：令和8年10月28日（水）
- ・審査：11月上旬～中旬
- ・審査員：AIR事業滞在音楽家の内4名、地元関係者2名を想定

5 委託業務

業務の実施にあたっては、各関係者と十分協議・調整を行うこと。

(1) ひこぼし映画祭開催業務

① 映画祭の開催

- ・上記3の事業目的を踏まえた映画祭を企画し、委員会との協議のもと、会場設営及び運営を行うこと。
- ・U25 監督映画コンペティションにおいて受賞した映画及びプロの映画監督3名が制作した映画を上映すること。
- ・U25 選定映画コンペティションに入賞作品の中からグランプリを選定し表彰式を行うこと。
- ・上映に必要な機材の手配、設置及び撤去を行うこと。
- ・映画祭の円滑な実施に必要な技術スタッフ及び司会者を手配すること。
なお司会者については候補者を提案すること。【企画提案】
- ・安全管理に十分配慮し、事故防止に必要な措置を講じること。
- ・効果的な広報企画を実施すること【企画提案】

② 賞の授与に関する支援

- ・グランプリ受賞者及び入賞者へ贈与するのにふさわしい記念品を手配すること。
【企画提案】

③ 謝金及び交通費の支払い

- ・映画祭に参加したプロの映画監督3名及び、U25 コンペ監督2名に交通費実費相当額（2万円を上限とする）を支払うこと
- ・映画祭に参加した音楽家（2名を想定）に謝礼金（手取り2万円、所得税10.21%想定）を支払うこと。

※U25 監督コンペティションによって制作された作品に使用された楽曲の制作者

(2) U25 監督映画コンペティションの実施

① 応募作品募集の広報業務

- ・募集者増加を目的とした広報方法を企画し実施すること【企画提案】

② 広報媒体等の制作

- ・コンペティション及び映画祭の周知に必要なメインビジュアル含むデザイン一式を作成すること。なお、デザインはポスター、チラシ、SNS画像、WEBバナーで使用することを想定している。
- ・広報用のA4チラシ、ポスターの制作を行うこと。

A4チラシ500部、ポスター20部

③ 審査員への謝礼金の支払を行うこと。

AIR滞在音楽家一人あたり3万円（4名を想定）、地元関係者一人あたり2万円（2名を想定）を支払うこと。※源泉徴収対象外

(3) 映画監督の提案及び映画制作に関する支払

・本事業の趣旨を理解した上で、映画を制作するプロの監督を1名提案すること。

【企画提案】なお映画監督との出演・制作交渉及び作品内容の調整は委員会が行う。

・AIR事業の楽曲を題材とし映像を制作したプロの映画監督3名に対し、制作費（手取り30万円、所得税10.21%想定）を支払うこと。

※個人の映画監督への制作料は、源泉徴収の対象となることを想定し、徴収税額は「所得税及び復興特別所得税」として10.21%を想定して積算すること。

（ご提案していただく1名の他、委員会側で2名の監督を手配する予定）

6 報告書及び成果物の提出

業務終了後、以下のとおり業務完了報告書及び成果物を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年12月14日（月）

(2) 納品場所

日田彦山線沿線地域振興事業実行委員会事務局

（福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第4班）

(3) 納入方法

書面及び電子データ

(4) 成果物

- ・業務完了報告書
- ・デザイン一式の完成データ
- ・その他、委員会が指定した資料

7 業務実施上の留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、委員会と十分に企画検討、連絡調整等の協議を行い、業務の進捗状況、計画等について、随時報告を行うこと。
- (2) 業務実施に係る協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。
- (3) 業務上知り得た個人情報その他の情報について、第三者に漏らさないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこと。
- (4) 委託料には、業務実施に係る経費（人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費、謝礼金、賞金、記念品代、広報費、掲載料、印刷費、機材費、会場運営費等）の一切を含むものとする。
- (5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ委員会の承認を得た場合は、この限りでない。
- (6) 本業務は、委員会が別途定める募集要項その他関係資料と整合を図りながら実施

すること。

- (7) 映画制作費、謝礼金、交通費、賞金及び記念品代の支払に当たっては、支払先、支払額、支払根拠及び支払日が確認できる書類を整理し、委員会の求めに応じて提出できるようにすること。

8 制作物に関する権利の帰属

- (1) 著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 業務の履行に伴い発生するメインビジュアル、チラシ、ポスター、バナーその他本業務により制作された広報物及び成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委員会に帰属するものとする。
- (3) 業務の履行に当たり第三者が権利を有する著作物等を使用する場合は、必要な権利処理を受託者の責任において行うこと。これに伴い生じる使用料その他一切の費用は、受託者が負担すること。
- (4) 業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、本業務に関与した者に著作権を主張させず、著作者人格権を行使させないこと。
- (5) 上記の規定は、「7 業務実施上の留意事項」の（5）により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続、使用料等の負担及び責任を負うこと。
- (6) 映画作品自体の著作権その他の権利関係について疑義が生じた場合は、委員会と別途協議の上、決定する。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委員会と協議の上、処理すること。